平成２２年（フ）第２２１号
愛知県豊田市朝日町４丁目20番地　鈴木アパート１階１号
債務者　簗瀬　泰子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
愛知県岡崎市栄町４丁目23番地　栄荘12号室
債務者　木浪　清勝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
愛知県豊橋市柳生町46番地１－Ａ
債務者　岩田　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地　12―103
債務者　笹井　知子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５４号
宮城県石巻市中里１丁目７番13号
債務者　相沢真由美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
三重県志摩市磯部町穴川1677番地　村田勝方、住民票上の住所三重県志摩市阿児町国府1209番地134
債務者　梶谷　昌三
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
埼玉県入間市大字野田1406番地１　野田団地１―204
債務者　勝山　貴史
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４号
宮城県石巻市鹿又字内田187番地１　市営鹿又住宅第９号
債務者　沼倉賀壽子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目23番５号
債務者　千葉美佳子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
埼玉県春日部市備後西１丁目10番43号シャン・ド・フルールＡ―205号
債務者　山本　朱美（旧姓高澤）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
埼玉県深谷市上野台3292番地１　菊栄荘Ａ―２号、破産申立時の住所埼玉県熊谷市三ケ尻3364番地３
債務者　長谷部國好
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４０号
埼玉県深谷市上野台3292番地１　菊栄荘Ａ―２号、破産申立時の住所埼玉県熊谷市三ケ尻3364番地３
債務者　長谷部ハツ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９２号
埼玉県深谷市新井354番地１　市営新井団地３―102
債務者　髙木　睦子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０９号
埼玉県東松山市大字松山1684番地１　向台住宅２―101
債務者　豊島　勝子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４０号
埼玉県熊谷市拾六間791番地３
債務者　慶野　禎弘
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６５号
新潟県長岡市今井２丁目38番地―105
債務者　西巻真知子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
岡山県総社市中央３丁目８番地112
債務者　最相　昌博
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係